

シュローダー・アジア新時代日本株ファンド  
(愛称「強きニッポン」)

信託終了(繰上償還)に関するQ&A

Q1

この手紙「信託終了(繰上償還)予定のお知らせ」は何ですか？  
なぜこのような手続が必要なのですか？

A1

ファンドの運用を終了し、受益者の皆様からお預かりしている資産運用をお返しする予定であることをお知らせするものです。

ファンドの信託終了(繰上償還)を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律およびファンドの投資信託約款の規定に基づき書面による決議(以下「書面決議」といいます。)をもって、事前に投資者の意向を確認します。

書面決議は、議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上の賛成をもって可決されます。

当該書面決議により信託終了(繰上償還)が否決された場合は、信託終了(繰上償還)の手続は行いません。

また、信託終了(繰上償還)が成立した場合でも、書面決議に反対をされた受益者は、反対受益者による受益権の買取請求をする権利があります。

Q2

なぜ、信託終了(繰上償還)するのですか？

A2

ファンドは平成22年5月31日に運用を開始し、受益者の皆様の資産運用の一助となるべく運用を行って参りましたが、平成22年11月以降の継続的な資金流出により、ファンドの純資産総額は減少傾向にあり低迷が続いております。ファンドの純資産総額は、平成22年5月31日(設定日)約20.9億円で運用を開始し、平成24年1月31日現在、約1.3億円と大幅に減少しております。

そこで、上記の事情を鑑み、設定後約2年という状況ではございますが、今後、ファンドの純資産総額の大幅な改善を期待するのは困難であり、弊社としましては、信託終了(繰上償還)することが受益者の皆様にとって最善であると判断致しました。

なお、平成24年1月31日現在、ファンドの受益権総口数は144,349,522口となっており、投資信託約款第48条第7項の規定に定められた信託契約の解約の基準である口数の10億口を大きく下回っていることから、信託契約を解約し繰上償還を行うことは相当であると考えております。

### Q 3

何か手続を行う必要はありますか？

### A 3

#### 信託終了（繰上償還）にご同意いただける場合

同封されている「議決権行使書面」に、賛成である旨および必要事項をご記入の上、同封の封筒でシュローダー証券投信投資顧問株式会社までご返送ください。なお、「議決権行使書面」をご返送されない場合でも信託終了（繰上償還）にご同意いただいたものとさせていただきます。

#### 信託終了（繰上償還）に反対される場合

同封されている「議決権行使書面」に、反対である旨および必要事項をご記入の上、同封の封筒でシュローダー証券投信投資顧問株式会社までご返送ください。

「議決権行使書面」は平成 24 年 6 月 27 日までにシュローダー証券投信投資顧問株式会社に到着したものを有効とさせていただきます。

### Q 4

いつ現在の受益者に議決権があるのですか？

### A 4

平成 24 年 6 月 8 日までに取得申込をされた受益者を対象としております。

平成 24 年 6 月 9 日以降に取得申込をされた受益者、および平成 24 年 6 月 8 日以前に換金申込をされた受益者については今回の書面決議に対する議決権はございません。

### Q 5

信託終了（繰上償還）の手続中に換金したい場合はどうなるのですか？

手続中は「反対」をしないと換金できないのですか？

### A 5

信託終了（繰上償還）の手続中であっても、従来どおり換金申込により随時換金が可能です。

信託終了（繰上償還）に対して議決権行使書面において反対された受益者の方は、買取請求期間において受益権の買取りを請求する権利を有しますが、通常の換金申込により換金することもできます。

したがって、反対をしないと換金できないものではなく、受益者は平成 24 年 8 月 3 日\*までの間において販売会社に換金申込をすることができます。

\*販売会社によって異なりますので、詳しくは販売会社にご確認ください。

**Q 6**

換金に際して、「反対受益者による受益権の買取請求」をした場合と「換金申込」をした場合との違いはあるのですか？

**A 6****反対受益者による受益権の買取請求**

買取請求期間内に「反対受益者による受益権の買取請求」をされた場合には、信託終了（繰上償還）が行われなければ、本来有すべき公正な価額で換金されることとなります。換金価額は、原則として買取請求必要書類が受託会社（みずほ信託銀行株式会社）に受理された日の基準価額となります。

この場合は、買取請求必要書類を委託会社所定の手続により受託会社宛に提出していただく必要があります。お受取金額は受託会社から直接受益者指定の銀行口座に振り込まれます。その際、諸般の手続が必要となるため、この買取請求では、お受取金額のお支払いまでに通常の換金申込よりも日数を要することがありますのでご注意ください。このお受取金額に対しては、振込手数料および買取計算書郵送費用（郵便料金、簡易書留手数料）が差し引かれます。なお、買取りにかかる収益は、受益者ご自身での確定申告が必要になりますのでご注意ください。（非課税扱いの受益者を除きます。また、税法が改正された場合には、取扱いが変更になることがあります。）

**換金申込**

「換金申込」された場合には、換金申込日の基準価額が換金価額となります。

※「反対受益者による受益権の買取請求」をするかしないかは、受益者の権利であり、あくまでも最終的なご判断は、受益者ご自身が行うこととなります。

**【参考：換金代金または買取請求代金の受取り方法】**

信託終了（繰上償還）手続中の代金の受取り方法には次の2種類があり、手取金等は次のとおりです。

	換金申込	反対による買取請求
対象者	ファンドの全ての受益者	書面決議において反対された受益者のみ
期間	8/3*まで申込み可能 *販売会社によって異なりますので、詳しくは販売会社にご確認ください。	買取請求期間（6/29～7/18）のみ
支払日	換金申込日から起算して5営業日目	原則として、買取請求必要書類が受託会社に受理された日から起算して5営業日目
換金価額	換金申込日の基準価額	買取請求必要書類が販売会社を経由して受託会社に受理された日の基準価額

振込手数料等	なし	お受取金額の支払に係る振込手数料および買取計算書郵送費用を受益者に負担していただくこととなります。								
		振込手数料等（消費税込み）								
		<table border="0"> <tr> <td>1万円未満1件につき</td> <td>420円</td> </tr> <tr> <td>郵便料金</td> <td>80円</td> </tr> <tr> <td>簡易書留手数料</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>800円</td> </tr> </table>	1万円未満1件につき	420円	郵便料金	80円	簡易書留手数料	300円	合計	800円
		1万円未満1件につき	420円							
郵便料金	80円									
簡易書留手数料	300円									
合計	800円									
<table border="0"> <tr> <td>1万円以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3万円未満1件につき</td> <td>525円</td> </tr> <tr> <td>郵便料金</td> <td>80円</td> </tr> <tr> <td>簡易書留手数料</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>905円</td> </tr> </table>	1万円以上		3万円未満1件につき	525円	郵便料金	80円	簡易書留手数料	300円	合計	905円
1万円以上										
3万円未満1件につき	525円									
郵便料金	80円									
簡易書留手数料	300円									
合計	905円									
税金等	譲渡益（解約益）の10%*（所得税7%+地方税3%）	譲渡益（売却益）の10%*（所得税7%+地方税3%） 買取にかかる収益は、受益者ご自身での確定申告が必要になりますのでご注意ください。（非課税扱いの受益者を除きます。）								
		<p>※2012年1月末日現在での個人の受益者に対する課税です。 税法が改正された場合には、取扱いが変更になることがあります。 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。</p>								
受取り方法	販売会社の受益者名義の口座に入金されます。	受託会社が受益者指定の受益者名義の銀行口座に直接振り込みます。								

#### Q7

信託終了（繰上償還）することになったかどうかを「いつ?」、「どのように?」知ることができますか?

#### A7

平成24年6月29日にシュローダー証券投信投資顧問株式会社のホームページ (<http://www.schroders.co.jp>) に「信託終了（繰上償還）決定のお知らせ」を掲載いたします。

信託終了（繰上償還）が不成立となった場合には、すべての受益者に対して不成立の旨を記載した書面を送付いたします。

**Q 8**

信託終了（繰上償還）日まで保有した場合、いつ償還金が支払われますか？

**A 8**

信託終了（繰上償還）日まで保有した場合の償還金は、シュローダー証券投信投資顧問株式会社から販売会社に信託終了（繰上償還）日の翌営業日（平成 24 年 8 月 7 日）に入金し、販売会社を通じて受益者の皆様にお支払いさせていただく予定です。

償還価額および運用の詳細につきましては、後日、販売会社より運用報告書をお送りいたしますのでご覧ください。

**Q 9**

「途中で換金したほうが良いのか?」、「反対受益者による受益権の買取請求したほうが良いのか?」、もしくは「最後（信託終了（繰上償還）日）まで保有したほうが良いのか?」どれが良いのでしょうか？

**A 9**

信託終了（繰上償還）日までの運用につきましては、順次組入有価証券を売却し、現金化を進めていく予定です。したがって、信託終了（繰上償還）日に近づく程に、基準価額の変動は少なくなると考えられます。

最終的なご判断は、受益者ご自身が行うこととなります。

**照会先**

シュローダー証券投信投資顧問株式会社

電話 03-5293-1333

（受付時間：委託会社の毎営業日の午前 9 時から午後 5 時まで）

※平成 24 年 6 月 29 日付で、シュローダー証券投信投資顧問株式会社よりシュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社に商号を変更いたします。

**MEMO**

**MEMO**